

令和 2 年

市議会 1 2 月定例会議案

知 立 市

令和 2 年市議会 1 2 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
企 画	議案第 6 9 号	知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
財 務	議案第 7 0 号	知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 7 1 号	知立市税条例の一部を改正する条例
子 ども	議案第 7 2 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 7 3 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 7 4 号	知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
ま ち	議案第 7 5 号	知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
下 水	議案第 7 6 号	知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
生 涯	議案第 7 7 号	知立市体育施設条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 7 8 号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
協 働	議案第 7 9 号	知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について
土 木	議案第 8 0 号	知立市有料駐車場の指定管理者の指定について
	議案第 8 1 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 1 0 号）
国 保	議案第 8 2 号	令和 2 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
長 寿	議案第 8 3 号	令和 2 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
国 保	議案第 8 4 号	令和 2 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
水 道	議案第 8 5 号	令和 2 年度知立市水道事業会計補正予算（第 2 号）

所 管	番 号	案 件
下 水	議案第 8 6 号	令和 2 年度知立市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 9 号

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

知立市基金条例の一部を改正する条例（平成 3 0 年知立市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成 3 3 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市制 5 0 周年事業の延期に伴い必要があるからである。

議案第 70 号

知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例

知立市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の知立市税外収入に係る延滞金に関する条例附則第 3 項の規定は、延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、延滞金の割合の特例を定める規定に係る用語を整理するため必要があるからである。

議案第 7 1 号

知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 2 条第 1 項中「令和 3 年 3 月 3 0 日」を「令和 8 年 3 月 3 0 日」に改め、
「、各連結事業年度」を削り、同条第 2 項中「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、「、各連結事業年度」を削り、同条第 3 項中
「、各連結事業年度」を削り、「、第 7 2 条第 1 項（同法第 1 4 5 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第 8 8 条」を「（同法第 7 2 条第 1 項の規定が適用される場合を含む。）、第 8 8 条（同法第 1 4 5 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 1 4 4 条の 3 第 1 項（同法第 1 4 4 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。ただし、附則第 2 2 条第 1 項の改正規定（「、各連結事業年度」を削る部分に限る。）、同条第 2 項の改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「、各連結事業年度」を削る部分に限る。）並びに次項及び附則第 3 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の知立市税条例附則第 2 2 条の規定は、同項ただし書に規定する施行の日（以下この項及び次項において「4 年施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第

5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4年施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

- 3 4年施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4年施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4年施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4年施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、法人税割の税率の特例を5年間延長する等のため必要があるからである。

議案第 7 2 号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 号中「第 4 3 条第 3 項」を「第 4 3 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 7 3 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日 提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第３項中「（昭和４０年法律第３３号）」を削り、「」とあるのは、」を「及び山林所得金額」とあるのは」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」に改める。

附則第５項及び第６項中「第３５条の２第１項」の次に「、第３５条の３第１項」を加える。

附 則

- １ この条例は、令和３年１月１日から施行する。
- ２ 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 7 4 号

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 3 4 条第 1 2 号及び都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第 1 5 8 号。以下「令」という。）第 3 6 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づく開発行為等の許可の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第 3 4 条第 1 2 号の規定により条例で定める開発行為)

第 3 条 法第 3 4 条第 1 2 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 開発区域に、令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
- (2) 法第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により定められた知立市の都市計画に関する基本的な方針において産業促進拠点として利用を図ることとされている地域で、市長が指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）内において行うこと。
- (3) 市内における産業集積の形成及び活性化を図るため、市長が定める業種に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- (4) 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の敷

地の規模が、その事業計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあっては、20ヘクタール）未満であること。

(5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が接する道路が、市長が定める幅員等を満たすものであること。

(6) 予定建築物の敷地が接する道路（前号に掲げる道路を除く。）が、市長が定める幅員を満たすものであること。ただし、当該道路の幅員が市長が定める幅員を満たしていない場合で、市長が定める基準等に基づき当該道路を予定建築物の敷地側に拡張し、当該拡張に伴う後退用地が市の管理に属することとなる場合は、この限りではない。

(7) 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

(8) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）において、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域は、市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられていること。

(9) 開発行為を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

2 指定区域は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 指定区域の境界は、道路、鉄道その他の施設、河川その他の地形地物等、土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、町界、字界等により定めるものとする。

(2) 市長は、前項第2号に規定する指定（次号において「指定」という。）をするときは、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定は、前号の規定による公示によってその効果を生ずる。

3 前項第2号及び第3号の規定は、指定区域の変更及び廃止について準用する。

（令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等）

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
- (2) 建築物の新築等を行う土地の区域は、指定区域内であること。
- (3) 前条第1項第3号に規定する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。
- (4) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあっては、20ヘクタール）未満であること。
- (5) 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が接する道路が、市長が定める幅員を満たすものであること。
- (6) 新築等を行う建築物の敷地が接する道路（前号に掲げる道路を除く。）が、市長が定める幅員を満たすものであること。ただし、当該道路の幅員が市長が定める幅員を満たしていない場合で、市長が定める基準を満たすものについては、この限りではない。
- (7) 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (8) 浸水想定区域において、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域は、市長が認める安全上及び避難上の対策が講じられていること。
- (9) 建築物の新築等を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

（委任）

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市街化調整区域における開発行為等の許可基準に関して必要な事項を定めるため必要があるからである。

議案第 7 5 号

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

知立市附属機関の設置に関する条例（平成 2 6 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部知立市総合公共交通会議の項中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 7 6 号

知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成 5 年知立市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。以下同じ。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第 4 項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年 0. 5 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「附則第 3 項に規定する特例基準割合」を「附則第 4 項に規定する還付加算金特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第 3 項及び第 4 項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、延滞金及び還付加算金の割合の特例を定める規定に係る

用語を整理するため必要があるからである。

議案第 7 7 号

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

知立市体育施設条例（昭和 5 6 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

5 1 0	7 7 0	1, 0 3 0	2, 0 8 0
-------	-------	----------	----------

」を

「

1, 2 0 0	1, 8 5 0	2, 4 5 0	5, 0 0 0
----------	----------	----------	----------

」に、

「1, 3 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に改め、同表備考第 8 項中「1 2 0 円」を「2 0 0 円」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 9 会議室の使用料は、市民体育館の会議室以外の施設と同時に会議室を利用するときは、当該使用料の 2 分の 1 相当額とする。

別表第 2 中

「

空調設備（剣道場）	1 時間	3 0 0
-----------	------	-------

」を

「

空調設備（剣道場）	1 時間	3 0 0
-----------	------	-------

」

空調設備（会議室）	1 時間	3 0 0
-----------	------	-------

」に

改め、同表備考に次の 2 項を加える。

- 3 空調設備の使用料について、利用する時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間として計算する。
- 4 空調設備を連続して 1 時間を超えて使用する場合、その 1 時間を超える部分の使用料については、2 0 分（2 0 分には満たない場合は、2 0 分とする。）ごとに 1 0 0 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の知立市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に知立市体育施設を利用する者について適用し、同日前に当該施設を利用する者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の日を含むトレーニング場の 1 か月券に係る料金を徴収する場合においては、この条例による改正前の知立市体育施設条例別表第 1 の規定にかかわらず、施行日前においても当該 1 か月券に係る新条例別表第 1 に定める料金を徴収することができる。

提案理由

この案を提出するのは、市民体育館の施設の改修に伴い、使用料を改定する等のため必要があるからである。

議案第 78 号

愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知縣市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することを関係地方公共団体と協議するので、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

愛知縣市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知縣市町村職員退職手当組合規約（昭和 33 年愛知縣市町村職員退職手当組合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 の 3 区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規約による変更後の愛知縣市町村職員退職手当組合規約別表第 2 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。

提案理由

この案を提出するのは、愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることに伴い必要があるからである。

議案第 79 号

知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 知立市西丘コミュニティセンター |
| 2 | 指定管理者 | 知立市西丘町西丘 33 番地 2
西丘町内会
西丘町区長 益 田 雄 二 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

議案第 80 号

知立市有料駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり知立市有料駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 1 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 知立市有料駐車場 |
| 2 | 指定管理者 | 名古屋市中区栄三丁目 3 番 12 号
大成株式会社
代表取締役社長 加 藤 憲 司 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

提案理由

この案を提出するのは、知立市有料駐車場の指定管理者を指定するため必要があるからである。

